

防府市タクシー配車アプリ導入支援事業 補助金申請の手引き

【申請受付期間】

令和8年4月1日（水）から令和9年2月26日（金）まで
必 着

※ 予算額に達し次第終了します。

【提出先】

〒747-8501 防府市寿町7番1号
防府市 政策推進課 交通政策係 宛て

【問合せ先】

防府市 政策推進課 交通政策係
TEL : 0835-25-2299
E-Mail : seisaku@city.hofu.yamaguchi.jp

防府市

1 事業の趣旨

本補助金は、公共交通の利用者の利便性向上や時間的空白による交通空白の解消を図ることを目的として、市内タクシー事業者によるタクシー配車アプリの導入を支援し、当該取組に必要な経費の一部を補助します。

2 補助金の対象者

以下に該当する事業者が対象となります。

・市内に事業所または営業所のあるタクシー事業者※

ただし、次のいずれかに該当する場合は対象者から除く。

- ・市税を滞納している者。
- ・防府市暴力団排除条例（平成23年防府市条例第21号）第2条に規定する暴力団の構成員又は暴力団に協力し、若しくは関与する等これに関わりを持つ者。
- ・その他、市長が補助金の交付対象として不相当と判断した者。

※下記の許可のみを受ける事業者は除く。

- 一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定）
（道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1項）

3 補助対象となる事業・経費・期間

(1) 対象事業

タクシー事業者が自社のタクシー車両に対し、タクシー配車アプリを導入する事業。

(2) 対象経費

配車アプリの導入等にかかる初回導入経費

（機器本体及び附属品の購入費、その他付随する費用）

※消費税及び地方消費税を含めないものとする。

※決済手数料、支払に係る振込手数料、任意加入による保証サービス料等は除くものとし、車両1台に対しアプリ用端末1台とする。

(3) 対象期間

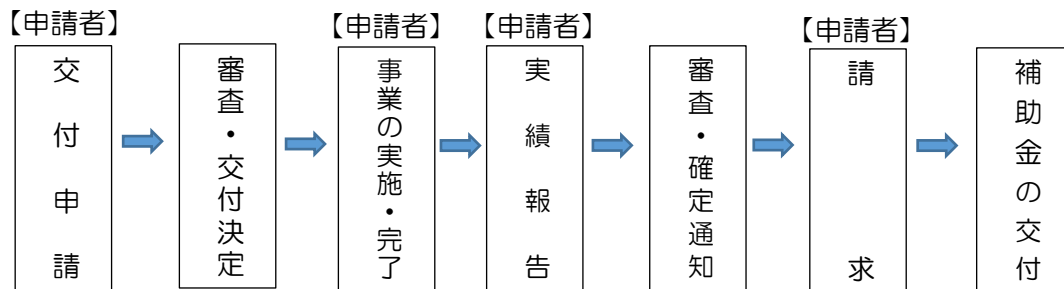
令和8年4月1日(水)から令和9年3月31日(水)まで

4 補助金額

補助対象経費の1/4

1車両あたり7万5千円（1事業者あたりの上限なし）

5 スケジュール



6 申請手続（提出書類、受付期間、申請方法）

（1）提出書類

- ① 交付申請書（第1号様式）
- ② 配車アプリ導入に係る見積書・申込書等の写し

（2）受付期間

令和8年4月1日（水）から令和9年2月26日（金）まで【必着】

※ 予算額に達し次第、受付を終了します。

（3）申請方法

持参、郵送、又はメールで防府市政策推進課へ提出。

郵送の場合は、表紙記載の提出先にお送りください。

メールの場合は seisaku@city.hofu.yamaguchi.jp へ送信してください。件名を「防府市タクシー配車アプリ導入支援事業補助金申請」としてください。

7 審査及び結果の通知

審査は随時行います。審査により、本補助金を交付する旨の決定をしたときは交付決定の通知、本補助金を交付しない旨の決定をしたときは不交付に関する通知を後日発送します。

※交付決定の通知は補助金の額の確定ではありません。実績報告書の提出後

に改めて審査し、確定通知により補助金額が確定することになりますのでご注意ください。

8 実績報告（提出書類、受付期間、申請方法）

補助事業完了後30日以内又は令和9年3月31日のいずれか早い日まで
に下記の書類を提出してください。

	書類名	備考
1	防府市タクシー配車アプリ導入支援事業補助金実績報告書	第5号様式
2	領収書等の写し（ <u>経費の内訳及び支払いがわかるもの</u> ）	
3	写真等（導入した機器等を使用している状態で撮影したもの）	

持参、郵送、又はメールで防府市政策推進課へ提出。

郵送の場合は、表紙記載の提出先にお送りください。

メールの場合は seisaku@city.hofu.yamaguchi.jp へ送信してください。

件名を「防府市タクシー配車アプリ導入支援事業補助金実績報告」として
ください。

9 補助金の支払い

補助金の支払は、補助事業終了後の精算払いとなります。

「防府市タクシー配車アプリ導入支援事業補助金確定通知書」が届きましたら、
「防府市タクシー配車アプリ導入支援事業補助金交付請求書」（第7号様式）
を提出してください。

持参または郵送、もしくはメールで防府市政策推進課へ提出。

郵送の場合は、表紙記載の提出先にお送りください。

メールの場合は seisaku@city.hofu.yamaguchi.jp へ送信してください。

件名を「防府市タクシー配車アプリ導入支援事業補助金請求」として
ください。

10 注意事項

（1）提出された書類は返却いたしませんので、必要な場合は事前にコピ
ー等をしてください。

- (2) 提出された書類や申請内容に不備等がある場合は、訂正や再提出をしていただくことがあります。書類の作成や申請には十分にご注意ください。
- (3) ご不明な点がありましたら、事前に政策推進課までお問合せください。
- (4) 補助金の交付にあたり、市が別途書類を求める場合がありますので予めご了承ください。
- (5) 偽りその他不正の手段により補助金交付を受けたときや補助金交付条件に違反したとき等は、交付決定の取り消し・支払った補助金の返還を求める場合があります。
- (6) 交付決定後に、事業を変更又は廃止する場合は、事前に申請書を提出してください。